

## 市第22号議案

### 横浜市中心卸売市場条例の一部改正

横浜市中心卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 10 日 提出

横浜市長 山 中 竹 春

### 横浜市中心条例（番号）

#### 横浜市中心卸売市場条例の一部を改正する条例

横浜市中心卸売市場条例（令和元年12月横浜市中心条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項を削る。

第 8 条本場の部鳥卵部の項を削る。

第14条第 1 項本場の部鳥卵部の項を削る。

第25条第 2 項を削る。

附則第 4 項中「旧条例」を「この条例による改正前の横浜市中心卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）」に改める。

別表本場の項中「・鳥卵部」を削る。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

#### 提 案 理 由

横浜市中心卸売市場本場鳥卵部を廃止するため、横浜市中心卸売市場条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市中心卸売市場条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

（取扱品目）

第 7 条 （第 1 項省略）

---

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際現に横浜市中心卸売市場業務条例（昭和 47 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「旧条例」という。）第 3 条第 2 項に定める本場の鳥卵部については、  
当分の間存続するものとし、食鳥、鳥卵及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品及び飲料を取扱品目とする。

（卸売業者の数の最高限度）

第 8 条 卸売業者の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げるとおりとする。

本場

（青果部及び水産物部の項省略）

---

鳥卵部 1 人

（食肉市場の部省略）

（卸売業者の保証金の額）

第 14 条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。

本場

（青果部及び水産物部の項省略）

---

鳥卵部 120 万円以上 400 万円以下

（食肉市場の部及び第 2 項省略）

（仲卸業者の数の最高限度等）

第 25 条 (第 1 項省略)

2 下に掲げる市場及び取扱品目の部類には、仲卸業者を置かないものとする。

本場

鳥卵部

附 則

(第 1 項から第 3 項まで省略)

4 この条例の施行の際現に効力を有するこの条例による改正前の旧条例横浜市中心卸売市場業務条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づきなされた許可、認可、承認、指定等の処分その他の行為は、新条例の規定に基づく許可、認可、承認、指定等の処分その他の行為とみなす。

(第 5 項及び第 6 項省略)

別表 (第 70 条第 1 項)

市場	種 別	使 用 料 の 額
本場		(省 略)
	水産物 部 ・鳥 卵部	(省 略)
		(省 略)

(備考省略)

